

大分県報

平成三十年
第二九七一号
四月三日

(火曜日)

目次

告示

- 地方卸売市場の廃止の許可(二件)……………一
- 地方卸売市場における卸売業務廃止の届出(二件)……………二
- 地方卸売市場の開設の許可……………二
- 卸売業務の許可……………二
- 県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧(三件)……………二
- 林業種苗法による生産事業者の登録……………三
- 建築基準法による道路位置の指定……………三
- 選挙管理委員会告示……………三
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)……………四
- 基本測量の終了……………四
- 競争入札参加者の資格に関する公示……………四
- 一般競争入札の実施……………六
- 正誤……………七
- 平成十四年三月二十九日付け大分県報号外(二六)に登載の大分県条例第八号(大分県使用料及び手数料条例の一部改正)中の訂正……………七

○告示

示

大分県告示第二百七十三号
卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第六十条の規定により、次のとおり地方卸売市場の廃止を許可した。
平成三十年四月三日

大分県知事 広瀬 貞

氏名	住所	地方卸売市場名称	所在地	許可年月日
佐伯青果株式会社 代表取締役 荻定	佐伯市池船町三 四番一号	地方卸売市場 佐伯青果株式会 社	佐伯市池船町三 四番一号	平三〇・三・三一
佐伯中央青果株式会社 代表取締役 長 児玉 保之	佐伯市長島町一 丁目四番一四号	地方卸売市場 佐伯中央青果株式会 社	佐伯市長島町一 丁目四番一四号	平三〇・三・三一
佐伯大同青果株式会社 代表取締役 池邊 恭行	佐伯市女島九〇 三六番地の五	地方卸売市場 佐伯大同青果株式会 社	佐伯市女島九〇 三六番地の五	平三〇・三・三一

大分県告示第二百七十四号

卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第六十条の規定により、次のとおり地方卸売市場の廃止を許可した。
平成三十年四月三日

大分県知事 広瀬 貞

氏名	住所	地方卸売市場名称	所在地	許可年月日
株式会社玖珠青果 代表取締役 長 森 正博	玖珠町帆足三七 一	地方卸売市場 株式会社玖珠青果	玖珠町帆足三七 一	平三〇・三・三一

大分県告示第二百七十五号

大分県卸売市場条例(昭和四十六年大分県条例第四十二号)第七条の規定により、次のとおり卸売業者から卸売の業務を廃止する旨の届出があった。
平成三十年四月三日

大分県知事 広瀬 勝 貞

卸売業者		地方卸売市場		取扱品目	廃止年月日
氏名	住所	名称	所在地	の部類	
佐伯青果株式会社 代表取締役 荻定	佐伯市池船町 三四番一号	地方卸売市場 佐伯青果株式 会社	佐伯市池船町 三四番一号	青果物	平三〇・三・三一
佐伯中央青果株式会社 代表取締役 長 児玉 保之	佐伯市長島町 一丁目四番一 四号	地方卸売市場 佐伯中央青果 株式会社	佐伯市長島町 一丁目四番一 四号	青果物	平三〇・三・三一
佐伯大同青果株式会社 代表取締役 池邊 恭行	佐伯市女島九 〇三六番地の 五	地方卸売市場 佐伯大同青果 株式会社	佐伯市女島九 〇三六番地の 五	青果物	平三〇・三・三一

大分県告示第二百七十六号

大分県卸売市場条例(昭和四十六年大分県条例第四十二号)第七条の規定により、次のとおり卸売業者から卸売の業務を廃止する旨の届出があった。
平成三十年四月三日

大分県知事 広瀬 勝 貞

卸売業者		地方卸売市場		取扱品目	廃止年月日
氏名	住所	名称	所在地	の部類	
株式会社玖珠青果 代表取締役 長 森 正博	玖珠町帆足三 七	地方卸売市場 株式会社玖珠 青果	玖珠町帆足三 七	青果物	平三〇・三・三一

大分県告示第二百七十七号

大分県卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第五十五条の規定により、次のとおり地方卸売市場の開設を許可した。
平成三十年四月三日

大分県知事 広瀬 勝 貞

開設者		地方卸売市場		許可年月日
氏名	住所	名称	所在地	
佐伯青果卸売市場協同組合 代表理事 荻定	佐伯市大字長谷 四九一九番地	地方卸売市場 佐伯青果卸売市場協同組合	佐伯市大字長谷 四九一九番地	平三〇・四・二

大分県告示第二百七十八号

大分県卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第五十八条第一項の規定により、次のとおり地方卸売市場における卸売業務を許可した。
平成三十年四月三日

大分県知事 広瀬 勝 貞

卸売業者		地方卸売市場		取扱品目	許可年月日
氏名	住所	名称	所在地	の部類	
株式会社佐伯青果市場 代表取締役 長 西嶋 泰義	佐伯市大字長 谷四九一九番 地	地方卸売市場 佐伯青果卸売市場協同組合 地	佐伯市大字長 谷四九一九番 地	青果物	平三〇・四・二

大分県告示第二百七十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

大分県知事 広瀬 勝 貞

平成三十年四月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名

地区名

縦覧期間

縦覧場所

県営地域ため池総合整備事業

市尾地区

平三〇・四・三から
平三〇・四・二三まで

大分市役所

大分県告示第二百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

平成三十年四月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名

地区名

縦覧期間

縦覧場所

県営地域ため池総合整備事業

佐野地区

平三〇・四・三から
平三〇・四・二三まで

大分市役所

大分県告示第二百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

平成三十年四月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名

地区名

縦覧期間

縦覧場所

県営地域ため池総合整備事業

宮河内地区

平三〇・四・三から
平三〇・四・二三まで

大分市役所

大分県告示第二百八十二号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行った。

平成三十年四月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 登録番号

南二十四

二 生産事業者の氏名及び住所
加藤 隆司
大分県佐伯市蟹田二番地三十五号

三 生産事業の内容

1 種穂 採取

2 苗木 幼苗の育成・幼苗以外の苗木の育成

四 事業所の所在地
大分県佐伯市大字長良汐月

大分県告示第二百八十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。

平成三十年四月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定番号

指定位置

指定年月日

道路の幅員

道路の延長

豊大第二八
一―号

平二九・一一・二〇

メートル
六・〇五
〽六・〇〇

メートル
六〇・四〇

大第二九―
三号

平三〇・二・一六

六・〇〇

四八・五二

由布市挾間町北方字東
ノ平一―八番三、一―
八番四、一―九番二及
び一―七番六並びに
一―九番二及び一―七番
六の各地先里道並びに
一―八番四及び一―七
番六の各地先水路

平成三十年四月三日

大分県報（告示）

三

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条の規定による平成三十年三月十九日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者(以下「選挙権を有する者」という。)の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成三十年四月三日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数
一九、五九七人

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)
二二二、四八〇人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)
一三三、〇一一人

大分市 一三三、〇一一人
別府市 三三、八四四人

中津市	二三、一五七人
日田市	一八、七〇一人
佐伯市	二〇、九六九人
臼杵市	一一、二六八人
津久見市	五、三四五人
竹田市	六、五六四人
豊後高田市	六、四九八人
杵築市	八、五二七人
宇佐市	一六、〇四九人
豊後大野市	一〇、六七八人
由布市	九、七四三人
国東市・姫島村	九、〇二四人
日出町	七、九一三人
九重町・玖珠町	七、三二六人

○公告

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定により、次のとおり国土地理院長から基本測量を終了した旨の通知があつた。

平成三十年四月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 作業の種類
基本測量(二等磁気測量)

二 作業の地域
竹田市

三 作業の終了日
平成三十年二月二十八日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

平成三十年四月三日

大分県企業局長 神 昭 雄

一 調達をする物品等の種類及び予定数量

薬品（ポリ塩化アルミニウム（PAC））（年間単価契約）
規格 JIS K一四七五

予定購入数量 約二千二百トン

二 競争入札の参加者資格

1 競争入札に参加することができない場合

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項に規定する者に該当する場合

(二) 営業に關し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合

(三) 県税を滞納している場合

(四) 営業年数が一年未満の場合

(五) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は營業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は營業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。以下同じ。）である場合

(六) 暴力団関係企業等（暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、又は利用していると認められる企業若しくは団体をいう。以下同じ。）である場合

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 年間契約実績（平成三十年四月一日（以下「基準日」という。）の属する營業年度の直前の營業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している營業年度。以下「基準年度」という。）の販売等の実績をいう。）

(二) 経営規模

イ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

ロ 従業員数（基準日の前日における營業に従事する者の数をいう。）

ハ 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造を業とする者に限る。）

(三) 營業年数（基準日の前日までの營業年数をいう。）

(四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た數値を百分率で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の入手、提出先及び問い合わせ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班
〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二九五七

3 申請の時期

平成三十年四月三日（火曜日）から同月十七日（火曜日）までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

4 入札参加資格の有効期間

資格を取得した日から平成三十一年九月三十日までとする。

5 競争入札参加資格申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/nyusatsu2015.html>

6 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)のいずれかに該当する場合、その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があつた後三年間の範囲内で知事が定める期間競争入札に参加することができない。

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 一の入札に参加することができない場合の(一)から(六)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合

(三) 競争入札参加資格申請書及び添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

(四) 競争入札参加資格を有する者が、贈賄等により逮捕若しくは起訴され、又は暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと判明した場合

2 1により入札参加資格を取り消したときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

<p>平成30年4月3日</p> <p>大分県企業局長 神 昭 雄</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 調達をする物品等の種類、予定数量等 薬品（ポリ塩化アルミニウム（PAC））（年間単価契約） 規格 J I S K1475 予定購入数量 約2,200トン</p> <p>(2) 納入期限 別途定める日</p> <p>(3) 納入場所 大分市大字下判田 判田浄水場 大分市大字大津留 大津留浄水場</p> <p>2 競争入札参加資格及び当該資格を得るための申請方法等</p> <p>(1) 競争入札参加資格 大分県が発注する物品の購入に係る競争入札に参加する者に必要な資格を得ている者</p> <p>(2) 申請の方法 上記(1)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して提出すること</p> <p>(3) 入札参加資格審査申請書の入手、提出先及び問い合わせ先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870 - 8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097 - 506 - 2957</p> <p>3 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 大分県企業局総務課契約管財班 〒870 - 8501 大分市大手町3丁目1番1号 大分県庁舎新館4階 電話 097 - 534 - 1341</p> <p>(2) 日時 平成30年4月3日（火）から同月17日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>4 入札説明書の交付場所及び日時 上記3に同じ</p>	<p>5 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>6 入札参加条件</p> <p>2の競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項を満たす者で、かつ、次の条件をすべて満たしている者 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者</p> <p>キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>ク なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合があります。</p> <p>7 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県企業局総務課</p> <p>(2) 提出期限 平成30年4月19日（木）午後1時30分</p> <p>ただし、郵送の場合は、平成30年4月18日（水）午後5時00分までに必着すること。</p> <p>8 開札の場所、日時等</p> <p>(1) 開札場所 大分県庁舎新館4階 大分県企業局入札室</p> <p>(2) 日 時 平成30年4月19日（木）午後1時30分</p> <p>(3) 再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、6日以内に再度の入札を行う。</p> <p>9 入札保証金に関する事項 免除とする。</p>
---	--

- 10 契約保証金に関する事項
 契約金額（入札単価に2,200を乗じ、さらに1.08を乗じて得た額をいう。）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 (2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものであるについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 11 入札の無効
 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。
 なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない。
- (1) 金額の記載がないもの
 (2) 入札に関する条件に違反したもの
 (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。
 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。
 (5) 誤字、脱字等により、入札事項が確認できないとき。
- 12 落札者の決定の方法
 (1) 有効な入札書で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
 (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじによる落札者決定を行う。この場合、当該入札者がくじを引かないときは、本調達契約に関係のない職員に代わりにくじを引かせるものとする。
- 13 契約に関する事務を担当する部局の名称
 上記3の(1)に記載する部局とする。
- 14 その他
 この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 15 Summary
 (1) Nature and quantity of the products to be purchased Poly Aluminium Chloride(PAC)
 (annual unit-price contract)
 About 2,200ton

(2) Time limit for tender
 1:30 p.m. 19 April, 2018
 (3) Contact office for contract
 Contract and property management Section
 General Affairs Division
 Oita Prefectural Public Enterprises Office
 3-1-1 Ohte machi, Oita city 870-8501
 TEL 097-534-1341

○正 誤

平成十四年三月二十九日付大分県報号外（二六）に登載の大分県条例第八号（大分県使
 用料及び手数料条例の一部改正）中の訂正

ページ	段	誤	正
一五	下	自動車運転代行業の業務の 適正化に関する法律第五条 第五項の認定の再交付	自動車運転代行業の業務の 適正化に関する法律第五条 第五項の認定証の再交付